

元高教福第1682号
令和2年2月28日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇の
取扱い等について（通知）

このことについて、本日、県内の全県立学校について、3月4日から臨時休校の措置を行うとともに、市町村（学校組合）立学校についても同様の措置を行うよう、各市町村（学校組合）教育委員会に対して要請したことを踏まえ、子どもを持つ職員に係る年次有給休暇等の取得について、各県立学校長宛に別添写しのとおり通知しましたのでお知らせします。

【担当】

高知県教育委員会事務局教職員・福利課
人事企画担当 安岡・近森

TEL:088-821-4903 FAX:088-821-4725



元高教福第1682号
令和2年2月28日

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇の
取扱い等について（通知）

このことについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、下記の事項について、職員に周知するとともに、適切な取扱いをお願いします。

また、本日、県内の全県立学校について、3月4日から臨時休校の措置を行うとともに、市町村（学校組合）立学校についても同様の措置を行うよう、各市町村（学校組合）教育委員会に対して要請したことを踏まえ、子どもを持つ職員に係る年次有給休暇等の取得について、配慮をお願いします。

あわせて、臨時的任用教職員及び非常勤教職員についても同様の取扱いとします。

なお、本取扱いは、現時点での情報をもとに通知するものであり、今後、状況の変化が生じた場合には、改めて通知を行いますので、ご了承ください。

記

1 休暇の取扱いについて

（1）発熱等の風邪症状が見られる職員の休暇の取扱い

	医療機関を受診した場合	医療機関を受診していない場合
新型コロナウイルスの 病原体の保有者以外 （不明な者を含む）	病気休暇（※）	年次有給休暇
新型コロナウイルスの 病原体の保有者	病気休暇（※）	

※非常勤教職員は病気休暇の規定がないため、令和2年3月31日までは病気休暇を取得できません。
令和2年4月1日以降は、会計年度任用職員制度に基づき取得が可能となります。

【留意事項】

病気休暇を取得した場合は、出勤後速やかに医療機関の受診に係る書類（医療機関のレシート等、医療機関を受診した日が判るもの。6日（週休日及び休日を含む。）を超える場合は、医師の診断書）を、所属長等に提示し、確認を受けること。

（2）子どもの世話をする職員の休暇の取扱い

	子どもに発熱等の風邪症状があり、看護の必要がある場合	左記以外の場合
休校・休園により子どもの 世話をする必要のある職員	看護休暇	年次有給休暇

2 出張の取扱いについて

現時点で一律に自粛を要請するものではありませんが、感染拡大防止の観点から、出張する際は、その必要性を十分に検討してください。

【担当】

高知県教育委員会事務局教職員・福利課
人事企画担当

TEL:088-821-4903 FAX:088-821-4725

元四教学第 9 1 6 号
令和 2 年 2 月 2 8 日

各小中学校長 様

四万十町教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る
休暇の取扱い等について（通知）

このことについて、別紙写しのとおり令和 2 年 2 月 1 8 日付け元高教福第
1 6 8 2 号にて高知県教育長から通知がありました。

つきましては、本町の小中学校における県費負担教職員についても、この通
知と同様に休暇の取得等について配慮をお願いします。